

(3) 小規模多機能型居宅介護の適正な普及について

平成18年に創設された小規模多機能型居宅介護については、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいた結果として、着実に事業所数は増加しているところである。

小規模多機能型居宅介護は、高齢者や家族のその日その時の態様の変化に即時に対応することができ、顔なじみのスタッフにより、必要なサービス（食事や入浴だけの通いや早朝から夜間までの通い、訪問による家族支援や夜間の要請による訪問、緊急対応の宿泊など）を柔軟に組み合わせて提供することで、要介護状態となっても、これまでの地域生活において築いてきたものを断ち切ることなく、在宅生活の継続を支援するものであるが、こうした制度の趣旨が、いまだ十分理解されてない状況が見受けられる。

このため、平成20年度老人保健健康増進等事業において、今般、別添のパンフレット（「小規模多機能型居宅介護のご案内」）を作成したところである。

パンフレットには、小規模多機能型居宅介護が適正に理解されるための特長的視点が多く取り入れられているので、管内市区町村及び事業所等関係機関に対して周知願うとともに、今後のPR等に積極的に活用願いたい。

(4) 市町村独自の高い報酬の設定について

小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、市町村が独自に設定した基準について、厚生労働大臣が個別に認定した際には、当該市町村において通常よりも高い報酬を設定することができるとされている。

これまで実施してきた市町村独自の高い報酬の設定については、平成21年度介護報酬の改定による新たな加算制度の創設に伴って、重複する算定要件を整理するなど別紙告示（案）及び通知（案）のとおり見直すこととしている。

また、平成21年4月から実施する市町村の独自報酬基準の認定申請は、3月16日（月）を予定しているところであるので、管内市町村及び事業所等関係機関に対して周知願うとともに、独自報酬基準の設定を予定している市町村においては、別紙通知（案）に沿って認定申請できるよう申請手続の準備方について遺漏のないよう願いたい。

○厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額（案）

（平成十九年六月十一日）
（厚生労働省告示第二百十二号）

改正案	現行告示
<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を次のように定め、<u>平成〇〇年〇月〇日</u>から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数を、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に加算して得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとする。</p> <p>別表</p> <p>1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)</p> <p> <u>基本夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)市町村独自加算(1月につき)</u> <u>150単位、100単位又は50単位のうち市町村が定める単位数</u></p> <p>注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものについて、市町村が定める要件に該当すると認められるものとして、市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)において、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第263号)別表(以下「夜間対応型訪問介護費単位数別表」という。)の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、<u>当該要件について市町村が定める所定単位数</u>を算定する。</p> <p>(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。 (二) 地域における支援体制が確保されていること。</p>	<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を次のように定め、<u>平成十九年十月一日</u>から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額</p> <p>厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数を、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に加算して得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとする。</p> <p>別表</p> <p>1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)</p> <p> イ 基本夜間対応型訪問介護費</p> <p> (1) 基本夜間対応型訪問介護費市町村独自加算(Ⅰ)(1月につき) 15単位 (2) 基本夜間対応型訪問介護費市町村独自加算(Ⅱ)(1月につき) 30単位</p> <p>注1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)において、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第263号)別表(以下「夜間対応型訪問介護費単位数別表」という。)の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、<u>所定単位数</u>を算定する。</p> <p>(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。 (二) 地域における支援体制が確保されていること。 (三) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。</p>

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 各要件については、複数の異なる要件を定めることができることとする。

3 市町村が各要件について定める単位数の和は300単位を超えないようにすること。

2 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)

夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(1月につき)

150単位、100単位又は50単位のうち市町村が定めた単位数

注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものについて、市町村が定める要件に該当すると認められるものとして、市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合には、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 各要件については、複数の異なる要件を定めることができることとする。

3 市町村が各要件について定める単位数の和は300単位を超えないようにすること。

2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち二以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合には、所定単位数を算定する。

ロ 定期巡回サービス費市町村独自加算(1回につき) 50単位

注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の定期巡回サービス費を算定する場合には、所定単位数を算定する。

ハ 随時訪問サービス費(Ⅰ)市町村独自加算(1回につき) 50単位

注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の随時訪問サービス費(Ⅰ)を算定する場合には、所定単位数を算定する。

ニ 随時訪問サービス費(Ⅱ)市町村独自加算(1回につき) 50単位

注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の随時訪問サービス費(Ⅱ)を算定する場合には、所定単位数を算定する。

2 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)

(1) 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(Ⅰ)(1月につき) 100単位

(2) 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(Ⅱ)(1月につき) 200単位

(3) 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(Ⅲ)(1月につき) 300単位

注1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合には、所定単位数を算定する。

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) 専門性の高い人材が確保されていること。

(四) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか二の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合には、所定単位数を算定する。

3 (3)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち三以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合には、所定単位数を算定する。

3 小規模多機能型居宅介護費

小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(1月につき)

300単位、200単位又は100単位のうち市町村が定める単位数

注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものについて、市町村が定める要件に該当すると認められるものとして、市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

(一) 市町村が地域の実情等を勘案し設定した算定要件

2 (一)の要件については、複数の異なる要件を定めることができることとする。

3 市町村が要件について定める単位数の和は1000単位を超えないようにすること。

3 小規模多機能型居宅介護費

(1) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(I)(1月につき) 500単位

(2) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(II)(1月につき) 750単位

(3) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(III)(1月につき)1,000単位

注1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうち(一)の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

(一) 認知症高齢者を積極的に受け入れていること。

(二) 専門性の高い人材が確保されていること。

(三) 他の事業者や地域との連携の強化がされていること。

(四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。

2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち(一)の要件及び(二)から(四)までの要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

3 (3)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち(一)の要件及び(二)から(四)までの要件のうち二以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

○指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について（案）

（平成19年6月28日）

（老介発第0628001号・老計発第0628001号・老老発第0628001号）

改 正 案	現 行 通 知
<p>今般、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額」（平成19年厚生労働省告示第212号。以下「独自報酬告示」という。）が公布され、平成19年10月1日から適用されることとなったが、その算定に当たっての手續等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>今般、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額」（平成19年厚生労働省告示第212号。以下「独自報酬告示」という。）が公布され、平成19年10月1日から適用されることとなったが、その算定に当たっての手續等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 独自報酬告示の趣旨について 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号。以下「報酬告示」という。）第4号の規定に基づき、通常より高い報酬の算定基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定しようとする市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、あらかじめ厚生労働大臣の認定を受けることが必要であり、独自報酬告示の別表（以下単に「別表」という。）は、厚生労働大臣が独自報酬基準を認定するための要件及び独自報酬基準の単位数について定めたものである。 別表の位置付けは、以下のとおりである。 （1）別表は、複数の地域密着型サービス及びそれぞれのサービスに関する複数の算定要件及び単位数について規定しているが、どの地域密着型サービスについてどのような算定要件、単位数を市町村の独自報酬基準とするかは、市町村の定めるところによる。 （2）独自報酬基準の算定要件と単位数の組合せは、市町村が地域の実情等を勘案し独自に定めるものとする。例えば、小規模多機能型居宅介護費について5つの要件を設定し、1000単位を上限にそれぞれ100単位、1000単位、200単位、300単位、300単位とすることも可能である。 （3）独自報酬基準の算定要件については、市町村が地域の実情等を勘案して定めるものとするが、同一趣旨の算定要件を複数設定しようとしている場合は、市町村独自報酬検討会議において趣旨の整合性を判断する。</p>	<p>1 独自報酬告示の趣旨について 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）第4号の規定に基づき、通常より高い報酬の算定基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定しようとする市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、あらかじめ厚生労働大臣の認定を受けることが必要であり、独自報酬告示の別表（以下単に「別表」という。）は、厚生労働大臣が独自報酬基準を認定するための要件及び独自報酬基準の単位数について定めたものである。 別表の位置付けは、以下のとおりである。 （1）別表は、複数の地域密着型サービス及びそれぞれのサービスに関する複数の加算項目について規定しているが、どの地域密着型サービス及びどの加算項目を市町村の独自報酬基準とするかは、市町村の選択による。例えば、小規模多機能型居宅介護費について、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅰ）に係るものだけを市町村の独自報酬基準として位置付けることは可能である。 （2）独自報酬基準の単位数については、別表によるものとする。すなわち、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅰ）の単位数として、別表とは異なる単位数（例えば600単位）を設定することはできない。 （3）独自報酬基準に係る算定要件と単位数の組合せは、別表によるものとする。例えば、小規模多機能型居宅介護費について750単位の独自加算を設定する場合、その算定要件は、別表の小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅱ）の算定要件に適合するものでなければならない。</p>

(4) 報酬告示に規定する加算（小規模多機能型居宅介護におけるサービス提供体制強化加算等）の要件を上回る要件又は下回る要件（下回る要件を算定する場合は、報酬告示に規定する加算と同時に算定することはできないものとする。）を独自報酬基準の算定要件の一つとして定めることは可能であるが、その場合は、市町村独自報酬検討会議において報酬告示に規定する加算との整合性を判断するものとする。

2 独自報酬基準の設定に係る手続について

独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。

- (1) 市町村は、地域密着型サービス運営委員会（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置を講ずるため各市町村に設置される委員会をいう。以下同じ。）等の意見を聴いて、独自報酬基準の案を作成する。
- (2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省（老健局計画課）に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。
- (3) 厚生労働省は、省内に「市町村独自報酬検討会議」（別紙参照）を設置し、市町村から申請書が提出された場合は、その審査を依頼する。
- (4) 厚生労働省は、市町村独自報酬検討会議の審査結果を踏まえ、申請に係る独自報酬基準の案が独自報酬告示に定める要件に該当すると判断した場合には、認定通知書を市町村に送付する。
- (5) 厚生労働省は、認定通知書を送付後、厚生労働省ホームページにおいて独自報酬認定市町村名及び認定内容を公表する。

(6) 市町村は独自報酬基準を設定したときは、その内容を公表するとともに、当該市町村が指定した夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知する。

(7) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出る。

(8) 市町村は、独自報酬基準により介護報酬を算定しようとする事業者から、独自報酬基準の要件に該当すること等を記載した「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書」の提出を受ける。この場合において、市町村は、様式2を参考として適切に届出書の様式を定める。

(9) 市町村は、独自報酬基準を設定した半年後及び毎年度末に、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式3）」を厚生労働省（老健局計画課）に提出するものとする。

3 留意事項

(4) 独自報酬基準に係る算定要件の組合せは、別表と全く同じである必要はない。例えば、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅲ）の算定要件は、別表第3号注1に掲げる（一）から（四）までの4要件のうち、（一）は必須であり、（二）から（四）までの3要件については、そのうち二つが満たされればよいということであるので、独自報酬基準上、要件（一）、要件（二）及び要件（三）に相当する3要件のみを規定し、そのいずれをも満たすことを求めることも可能である。

2 独自報酬基準の設定に係る手続について

独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。

- (1) 市町村は、地域密着型サービス運営委員会（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置を講ずるため各市町村に設置される委員会をいう。以下同じ。）等の意見を聴いて、独自報酬基準の案を作成する。
- (2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省（老健局計画課）に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。
- (3) 厚生労働省は、省内に「市町村独自報酬検討会議」（別紙参照）を設置し、市町村から申請書が提出された場合は、その審査を依頼する。
- (4) 厚生労働省は、市町村独自報酬検討会議の審査結果を踏まえ、申請に係る独自報酬基準の案が独自報酬告示に定める要件に該当すると判断した場合には、認定通知書を市町村に送付する。
- (5) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、その内容を公表するとともに、当該市町村が指定した夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知する。
- (6) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出る。

(7) 厚生労働省は、独自報酬基準を定めた市町村名を公表する。

(7) 厚生労働省は、独自報酬基準を定めた市町村名を公表する。

(8) 市町村は、独自報酬基準により介護報酬を算定しようとする事業者から、独自報酬基準の要件に該当すること等を記載した「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書」の提出を受ける。この場合において、市町村は、様式2を参考として適切に届出書の様式を定める。

(9) 市町村は、独自報酬基準を設定した後半年ごとに、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式3）」を厚生労働省（老健局計画課）に提出する。

3 留意事項

(1) 独自報酬基準による介護報酬の算定は、独自報酬基準を満たす事業所が市町村に届け出た場合にのみ算定するものであり、独自報酬基準を満たさない事業所又は市町村に届け出ない事業所については、通常の報酬を算定するものであること。なお、「4 独自報酬基準例」の小規模多機能型居宅介護費における「認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者(認知症加算対象者を除く。)を受け入れている。」のように個別の利用者を念頭においている算定要件については、当該要件の対象者にのみ算定する。

(2) 市町村の申請期限及び厚生労働大臣の認定の施行時期については、下表によるものとし、平成21年度から平成23年度までの厚生労働大臣の認定は計6回予定していること。

市町村の申請期限	厚生労働大臣の認定の施行時期
平成21年3月16日	平成21年4月
平成21年7月末日	平成21年10月
平成22年1月末日	平成22年4月
平成22年7月末日	平成22年10月
平成23年1月末日	平成23年4月
平成23年7月末日	平成23年10月

(3) 独自報酬告示及びこの通知に基づいて(2)の時期に厚生労働大臣が認定した独自報酬基準については、市町村が設定した施行日より平成24年3月末まで適用することとしていること。

4 独自報酬基準例

独自報酬告示の算定要件に対応する市町村独自の算定要件の例を挙げると、次のとおりである。

1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

(算定要件の例示)

- 1月に1回以上ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握する。
- サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所との情報交換を行う。

(二) 地域における支援体制が確保されていること

(算定要件の例示)

(1) 独自報酬基準による介護報酬の算定は、独自報酬基準を満たす事業所が市町村に届け出た場合にのみ算定するものであり、独自報酬基準を満たさない事業所又は市町村に届け出ない事業所については、通常の報酬を算定するものであること。

(2) 市町村から厚生労働省への申請は、平成19年度は平成19年7月末日まで及び平成20年2月末日まで、平成20年度は平成20年6月末日までとし、厚生労働大臣の認定は平成19年10月施行、平成20年4月施行及び平成20年10月施行の3回を予定していること。

(3) 独自報酬基準については、介護報酬請求に係る新たなサービスコードの作成は行わず、既存のサービスコードを活用した手続により対応する。

(4) 独自報酬基準の仕組みは、平成18年4月に全く新規のサービスとして創設された夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護について設けられたものであり、差し当たって平成21年3月末まで適用することとしていること。

4 独自報酬基準例

独自報酬告示の算定要件に対応する市町村独自の算定要件の例を挙げると、次のとおりである。

1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)

イ 基本夜間対応型訪問介護費

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

(例)

- 1月に1回以上ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握すること。
- サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所との情報交換を行うこと。

(二) 地域における支援体制が確保されていること

(例)